

平成 21 年 5 月 19 日

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ

定款の一部変更に関するお知らせ

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ（取締役社長 ^{くろやなぎ のぶお} 畔柳 信雄）は、本日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 4 期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しました。

記

1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」といいます。）の施行に伴い、現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。
 - ① 決済合理化法附則第 6 条の定めにより、当社は株券電子化の施行日（平成 21 年 1 月 5 日）において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、当社定款第 7 条（株券の発行）を削除し、併せて株券に関する文言の削除および修正を行うものであります（変更案第 7 条、変更案第 12 条）。
 - ② 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社定款規定のうち、実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除および修正を行うものであります（変更案第 8 条、変更案第 10 条、変更案第 12 条）。
 - ③ 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、株券喪失登録簿に関する文言の削除および修正を行い、附則に所要の規定を設けるものであります（変更案第 11 条、変更案第 12 条、変更案附則第 1 条ないし第 3 条）。
- (2) 公告の周知性の向上および公告手続合理化のため、当社の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告することができない場合の公告方法を定めるものであります。（変更案第 5 条）。
- (3) 第八種優先株式および第十二種優先株式については、全株式が消却されたため、以下のとおり変更を行うものであります。
 - ① 当社の発行可能株式総数を減少するとともに、第八種優先株式および第十二種優先株式の発行可能種類株式総数を削除するものであります（変更案第 6 条）。

- ② 優先配当金、優先中間配当金、残余財産の分配、取得請求権および一斉取得に関する規定において第八種優先株式および第十二種優先株式に関する部分を削除するものであります（変更案第 13 条、変更案第 14 条、変更案第 15 条、変更案第 19 条、変更案第 20 条）。
- ③ 第八種優先株式および第十二種優先株式の取得請求権に関する規定を削除するものであります（現行定款別紙 1 および別紙 3 削除）。

(4) 条数の繰上げおよびその他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は添付のとおりであります。

3. 日程

取締役会決議日	平成 21 年 5 月 19 日（火）
定時株主総会開催日	平成 21 年 6 月 26 日（金）
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 26 日（金）

以 上

三菱UFJフィナンシャル・グループ 定款変更案

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案																																																																
<p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(公告の方法) 第5条 当会社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する方法</u>により行う。 (新 設)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数等) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、<u>34,076,901,000株</u>とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。ただし、第1回ないし第4回第五種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて400,000,000株、第1回ないし第4回第六種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて200,000,000株、第1回ないし第4回第七種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて200,000,000株を、それぞれ超えないものとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">普通株式</td> <td style="text-align: right;">33,000,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第三種優先株式</td> <td style="text-align: right;">120,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第1回第五種優先株式</td> <td style="text-align: right;">400,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第2回第五種優先株式</td> <td style="text-align: right;">400,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第3回第五種優先株式</td> <td style="text-align: right;">400,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第4回第五種優先株式</td> <td style="text-align: right;">400,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第1回第六種優先株式</td> <td style="text-align: right;">200,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第2回第六種優先株式</td> <td style="text-align: right;">200,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第3回第六種優先株式</td> <td style="text-align: right;">200,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第4回第六種優先株式</td> <td style="text-align: right;">200,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第1回第七種優先株式</td> <td style="text-align: right;">200,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第2回第七種優先株式</td> <td style="text-align: right;">200,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第3回第七種優先株式</td> <td style="text-align: right;">200,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第4回第七種優先株式</td> <td style="text-align: right;">200,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第八種優先株式</td> <td style="text-align: right;"><u>27,000,000株</u></td> </tr> <tr> <td>第十一種優先株式</td> <td style="text-align: right;">1,000株</td> </tr> <tr> <td>第十二種優先株式</td> <td style="text-align: right;"><u>129,900,000株</u></td> </tr> </table>	普通株式	33,000,000,000株	第三種優先株式	120,000,000株	第1回第五種優先株式	400,000,000株	第2回第五種優先株式	400,000,000株	第3回第五種優先株式	400,000,000株	第4回第五種優先株式	400,000,000株	第1回第六種優先株式	200,000,000株	第2回第六種優先株式	200,000,000株	第3回第六種優先株式	200,000,000株	第4回第六種優先株式	200,000,000株	第1回第七種優先株式	200,000,000株	第2回第七種優先株式	200,000,000株	第3回第七種優先株式	200,000,000株	第4回第七種優先株式	200,000,000株	第八種優先株式	<u>27,000,000株</u>	第十一種優先株式	1,000株	第十二種優先株式	<u>129,900,000株</u>	<p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第4条 (現行どおり)</p> <p>(公告の方法) 第5条 当会社の公告は、<u>電子公告</u>により行う。 <u>②やむを得ない事由により、電子公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数等) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、<u>33,920,001,000株</u>とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。ただし、第1回ないし第4回第五種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて400,000,000株、第1回ないし第4回第六種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて200,000,000株、第1回ないし第4回第七種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて200,000,000株を、それぞれ超えないものとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">普通株式</td> <td style="text-align: right;">33,000,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第三種優先株式</td> <td style="text-align: right;">120,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第1回第五種優先株式</td> <td style="text-align: right;">400,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第2回第五種優先株式</td> <td style="text-align: right;">400,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第3回第五種優先株式</td> <td style="text-align: right;">400,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第4回第五種優先株式</td> <td style="text-align: right;">400,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第1回第六種優先株式</td> <td style="text-align: right;">200,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第2回第六種優先株式</td> <td style="text-align: right;">200,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第3回第六種優先株式</td> <td style="text-align: right;">200,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第4回第六種優先株式</td> <td style="text-align: right;">200,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第1回第七種優先株式</td> <td style="text-align: right;">200,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第2回第七種優先株式</td> <td style="text-align: right;">200,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第3回第七種優先株式</td> <td style="text-align: right;">200,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第4回第七種優先株式</td> <td style="text-align: right;">200,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第十一種優先株式</td> <td style="text-align: right;">1,000株</td> </tr> </table>	普通株式	33,000,000,000株	第三種優先株式	120,000,000株	第1回第五種優先株式	400,000,000株	第2回第五種優先株式	400,000,000株	第3回第五種優先株式	400,000,000株	第4回第五種優先株式	400,000,000株	第1回第六種優先株式	200,000,000株	第2回第六種優先株式	200,000,000株	第3回第六種優先株式	200,000,000株	第4回第六種優先株式	200,000,000株	第1回第七種優先株式	200,000,000株	第2回第七種優先株式	200,000,000株	第3回第七種優先株式	200,000,000株	第4回第七種優先株式	200,000,000株	第十一種優先株式	1,000株
普通株式	33,000,000,000株																																																																
第三種優先株式	120,000,000株																																																																
第1回第五種優先株式	400,000,000株																																																																
第2回第五種優先株式	400,000,000株																																																																
第3回第五種優先株式	400,000,000株																																																																
第4回第五種優先株式	400,000,000株																																																																
第1回第六種優先株式	200,000,000株																																																																
第2回第六種優先株式	200,000,000株																																																																
第3回第六種優先株式	200,000,000株																																																																
第4回第六種優先株式	200,000,000株																																																																
第1回第七種優先株式	200,000,000株																																																																
第2回第七種優先株式	200,000,000株																																																																
第3回第七種優先株式	200,000,000株																																																																
第4回第七種優先株式	200,000,000株																																																																
第八種優先株式	<u>27,000,000株</u>																																																																
第十一種優先株式	1,000株																																																																
第十二種優先株式	<u>129,900,000株</u>																																																																
普通株式	33,000,000,000株																																																																
第三種優先株式	120,000,000株																																																																
第1回第五種優先株式	400,000,000株																																																																
第2回第五種優先株式	400,000,000株																																																																
第3回第五種優先株式	400,000,000株																																																																
第4回第五種優先株式	400,000,000株																																																																
第1回第六種優先株式	200,000,000株																																																																
第2回第六種優先株式	200,000,000株																																																																
第3回第六種優先株式	200,000,000株																																																																
第4回第六種優先株式	200,000,000株																																																																
第1回第七種優先株式	200,000,000株																																																																
第2回第七種優先株式	200,000,000株																																																																
第3回第七種優先株式	200,000,000株																																																																
第4回第七種優先株式	200,000,000株																																																																
第十一種優先株式	1,000株																																																																

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行) <u>第7条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(单元株式数および单元未満株券の不発行) <u>第8条</u> 当社の单元株式数は、普通株式および優先株式のそれぞれにつき100株とする。 <u>②</u>当社は、前条の規定にかかわらず、单元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>(单元未満株式についての権利) <u>第9条</u> 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. 次条に定める請求をする権利</p> <p><u>第10条</u> (略)</p> <p>(基準日) <u>第11条</u> 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 <u>②</u> (略)</p> <p>(株主名簿管理人等) <u>第12条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。 <u>②</u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定め、これを公告する。 <u>③</u>当社の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備え置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p>	<p>(削除)</p> <p>(单元株式数) <u>第7条</u> 当社の单元株式数は、普通株式および優先株式のそれぞれにつき100株とする。 (削除)</p> <p>(单元未満株式についての権利) <u>第8条</u> 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. 次条に定める請求をする権利</p> <p><u>第9条</u> (現行どおり)</p> <p>(基準日) <u>第10条</u> 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 <u>②</u> (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人等) <u>第11条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。 <u>②</u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定め、これを公告する。 <u>③</u>当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規則) 第13条 <u>当社の発行する株券の種類、株式の名義書換および質権の登録、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、新株予約権原簿への記載または記録、その他株式および新株予約権に関する取扱いおよびその手数料については、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第3章 優先株式</p> <p>(優先配当金) 第14条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された優先株式を有する株主（本定款において優先株主という。）または優先株式の登録株式質権者（本定款において優先登録株式質権者という。）に対し、普通株式を有する株主（本定款において普通株主という。）または普通株式の登録株式質権者（本定款において普通登録株式質権者という。）に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を本定款において優先配当金という。）を行う。ただし、当該事業年度において第15条に定める優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>第三種優先株式 1株につき年60円</p> <p>第1回ないし第4回第五種優先株式 1株につき年250円を限度として発行に際して取締役会の決議で定める額</p> <p>第1回ないし第4回第六種優先株式 1株につき年125円を限度として発行に際して取締役会の決議で定める額</p> <p>第1回ないし第4回第七種優先株式 1株につき年125円を限度として発行に際して取締役会の決議で定める額</p> <p>第八種優先株式 1株につき年15円90銭</p> <p>第十一種優先株式 1株につき年5円30銭</p> <p>第十二種優先株式 1株につき年11円50銭</p> <p>②～③ (略)</p>	<p>(株式取扱規則) 第12条 株式の名義書換および質権の登録、株主名簿・新株予約権原簿への記載または記録、その他株式および新株予約権に関する取扱いおよびその手数料については、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第3章 優先株式</p> <p>(優先配当金) 第13条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された優先株式を有する株主（本定款において優先株主という。）または優先株式の登録株式質権者（本定款において優先登録株式質権者という。）に対し、普通株式を有する株主（本定款において普通株主という。）または普通株式の登録株式質権者（本定款において普通登録株式質権者という。）に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を本定款において優先配当金という。）を行う。ただし、当該事業年度において第14条に定める優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>第三種優先株式 1株につき年60円</p> <p>第1回ないし第4回第五種優先株式 1株につき年250円を限度として発行に際して取締役会の決議で定める額</p> <p>第1回ないし第4回第六種優先株式 1株につき年125円を限度として発行に際して取締役会の決議で定める額</p> <p>第1回ないし第4回第七種優先株式 1株につき年125円を限度として発行に際して取締役会の決議で定める額</p> <p>第十一種優先株式 1株につき年5円30銭</p> <p>②～③ (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(優先中間配当金)</p> <p>第15条 当社は、第51条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を本定款において優先中間配当金という。）を行う。</p> <p>第三種優先株式 1株につき30円</p> <p>第1回ないし第4回第五種優先株式 1株につき125円を限度として発行に際して取締役会の決議で定める額</p> <p>第1回ないし第4回第六種優先株式 1株につき62円50銭を限度として発行に際して取締役会の決議で定める額</p> <p>第1回ないし第4回第七種優先株式 1株につき62円50銭を限度として発行に際して取締役会の決議で定める額</p> <p>第八種優先株式 1株につき7円95銭</p> <p>第十一種優先株式 1株につき2円65銭</p> <p>第十二種優先株式 1株につき5円75銭</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>第16条 当社は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。</p> <p>第三種優先株式 1株につき2,500円</p> <p>第1回ないし第4回第五種優先株式 1株につき2,500円</p> <p>第1回ないし第4回第六種優先株式 1株につき2,500円</p> <p>第1回ないし第4回第七種優先株式 1株につき2,500円</p> <p>第八種優先株式 1株につき3,000円</p> <p>第十一種優先株式 1株につき1,000円</p> <p>第十二種優先株式 1株につき1,000円</p> <p>② (略)</p> <p>第17条～第19条 (略)</p>	<p>(優先中間配当金)</p> <p>第14条 当社は、第50条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を本定款において優先中間配当金という。）を行う。</p> <p>第三種優先株式 1株につき30円</p> <p>第1回ないし第4回第五種優先株式 1株につき125円を限度として発行に際して取締役会の決議で定める額</p> <p>第1回ないし第4回第六種優先株式 1株につき62円50銭を限度として発行に際して取締役会の決議で定める額</p> <p>第1回ないし第4回第七種優先株式 1株につき62円50銭を限度として発行に際して取締役会の決議で定める額</p> <p>第十一種優先株式 1株につき2円65銭</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>第15条 当社は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。</p> <p>第三種優先株式 1株につき2,500円</p> <p>第1回ないし第4回第五種優先株式 1株につき2,500円</p> <p>第1回ないし第4回第六種優先株式 1株につき2,500円</p> <p>第1回ないし第4回第七種優先株式 1株につき2,500円</p> <p>第十一種優先株式 1株につき1,000円</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>第16条～第18条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取得請求権) 第20条 (略) ② <u>第八種、第十一種および第十二種の優先株主</u>は、別紙<u>1ないし3</u>に定める当該優先株式の取得を請求することができる期間中、当社が当該優先株式を取得するのと引換えに当該別紙<u>1ないし3</u>に定める算定方法により算出される数の当社の普通株式を交付することを請求することができる。</p> <p>(一斉取得) 第21条 (略) ② 当社は、取得を請求することができる期間中に取得請求のなかった<u>第八種、第十一種および第十二種の優先株式を、当該各優先株式につき取得を請求することができる期間の末日の翌日をもって取得し、これと引換えに各優先株式1株の払込金額相当額を同日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が次に定める額を下回るときは、それぞれ当該優先株式1株の払込金額相当額を当該次に定める額で除して得られる数の普通株式を交付する。</u> <u>第八種優先株式</u> 1株につき1,209円70銭 <u>第十一種優先株式</u> 1株につき802円60銭 <u>第十二種優先株式</u> 1株につき795円20銭 ③ <u>第八種、第十一種および第十二種の優先株式については、前項の払込金額相当額は、それぞれ次に定める額とする。</u> <u>第八種優先株式</u> 1株につき3,000円 <u>第十一種優先株式</u> 1株につき1,000円 <u>第十二種優先株式</u> 1株につき1,000円 ④ <u>第1項および第2項の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取り扱う。</u></p>	<p>(取得請求権) 第19条 (現行どおり) ② <u>第十一種優先株主は、別紙に定める当該優先株式の取得を請求することができる期間中、当社が当該優先株式を取得するのと引換えに当該別紙に定める算定方法により算出される数の当社の普通株式を交付することを請求することができる。</u></p> <p>(一斉取得) 第20条 (現行どおり) ② 当社は、取得を請求することができる期間中に取得請求のなかった<u>第十一種優先株式を、当該優先株式につき取得を請求することができる期間の末日の翌日をもって取得し、これと引換えに1株につき1,000円を同日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が802円60銭を下回るときは、1株につき1,000円を802円60銭で除して得られる数の普通株式を交付する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>③ <u>前二項の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取り扱う。</u></p>
第22条 (略)	第21条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(除斥期間) 第23条 第52条の規定は、優先配当金および優先中間配当金の支払いについてこれを準用する。</p> <p>第4章 株主総会</p> <p>第24条～第29条 (略)</p> <p>(種類株主総会) 第30条 第25条、第26条、第28条および第29条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。 ②第27条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。 ③第27条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>第5章 取締役および取締役会</p> <p>第31条～第37条 (略)</p> <p>第6章 監査役および監査役会</p> <p>第38条～第44条 (略)</p> <p>第7章 会計監査人</p> <p>第45条～第47条 (略)</p> <p>第8章 計 算</p> <p>第48条～第52条 (略)</p> <p>附 則 第1条 第6条、第8条ないし第16条、第19条、第21条、第50条および第51条の変更(但し、第九種および第十種優先株式に関する定款規定の削除を除く。)は、平成19年5月23日に開催した当会社取締役会決議に基づく平成19年9月30日を効力発生日とする当会社の普通株式および各種優先株式について株式の分割の効力が発生した日より効力を有する。</p> <p>第2条 第18条第1項は、平成19年5月23日に開催した当会社取締役会決議に基づく平成19年9月30日を効力発生日とする当会社の各種優先株式の株式の分割については適用しない。</p>	<p>(除斥期間) 第22条 第51条の規定は、優先配当金および優先中間配当金の支払いについてこれを準用する。</p> <p>第4章 株主総会</p> <p>第23条～第28条 (現行どおり)</p> <p>(種類株主総会) 第29条 第24条、第25条、第27条および第28条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。 ②第26条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。 ③第26条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>第5章 取締役および取締役会</p> <p>第30条～第36条 (現行どおり)</p> <p>第6章 監査役および監査役会</p> <p>第37条～第43条 (現行どおり)</p> <p>第7章 会計監査人</p> <p>第44条～第46条 (現行どおり)</p> <p>第8章 計 算</p> <p>第47条～第51条 (現行どおり)</p> <p>附 則 第1条 <u>当会社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社においては取り扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>当会社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第3条 <u>本附則第1条から本条までの規定は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(別紙1) 第八種優先株式の取得請求権</u></p> <p>(別紙2) 第十一種優先株式の取得請求権 (略)</p> <p><u>(別紙3) 第十二種優先株式の取得請求権</u></p>	<p><u>(削 除)</u></p> <p>(別紙) 第十一種優先株式の取得請求権 (現行どおり)</p> <p><u>(削 除)</u></p>